

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況及び想定される災害発生状況は、生坂村が策定した生坂村土砂災害ハザードマップ及び J-SHIS (防災科学技術研究所) が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 災害発生のリスク

ア 生坂村の場所



図-1 生坂村の位置

図-2 生坂村の中心地区拡大

生坂村は、長野県のほぼ中央に位置し、東筑摩郡の北西部にあり、長野県の市町村の中では 5 番目に小さな村です。

生坂村の面積は、東西に 5.4km、南北に 12.2km で総面積は 39.05 平方 km であります。役場所在地は、東経 137 度 55 分、北緯 36 度 25 分、海拔 519m です。

県庁所在地の長野市までは、国道 19 号線沿いに約 50km、松本市までは 25km の距離で結ばれています。村内は山々が重なり合い、平坦中央域を、北アルプスに源を発する犀川が北流し、沿岸の段丘地に水田、畑が散在しています。

溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉の山並み、一日の寒暖差によって発生し、柿やぶどうなどを育む川霧や、スカイスポーツ公園から望む雲海など、水辺と里山が織りなす山紫水明の豊かな自然に恵まれています。

年間の平均気温は 11.2℃と県内では比較的温暖です。
 冬の降雪量はそれほど多くありませんが、12月～3月にかけては、最低気温がマイナス10℃を下回る日もあります。
 夏は日中 35 度を超える日もありますが、朝夕は 25 度以下になり、涼しく過ごしやすい気候です。年間の降水量は 1,000mm 程度と比較的少なめです。

イ 水害・土砂災害ハザードマップ



図-3 生坂村中心域の土砂・水害ハザードマップ

(浸水レベル 2 : 1000 年に 1 度の豪雨 2 日間で 396mm を想定する)

図-3 に示すように、生坂村は北流する犀川の沿川の低平地にある田耕地と畑耕地は、0.5m～5.0m の浸水深さが想定されています。

行政の中心である村役場、小中学校や高齢者生活福祉センター等々は、高台にあり浸水からは回避できる立地です。

又、土砂災害ハザードについては、山間地域の急峻な地形から「急傾斜地」、「地すべり地帯」や「土石流地帯」の指定地が多くある地域であり、多くの事業者に影響が出ることを想定される。

ウ 活断層と震度ハザードマップ (地震ハザードステーション J-SHIS 引用)

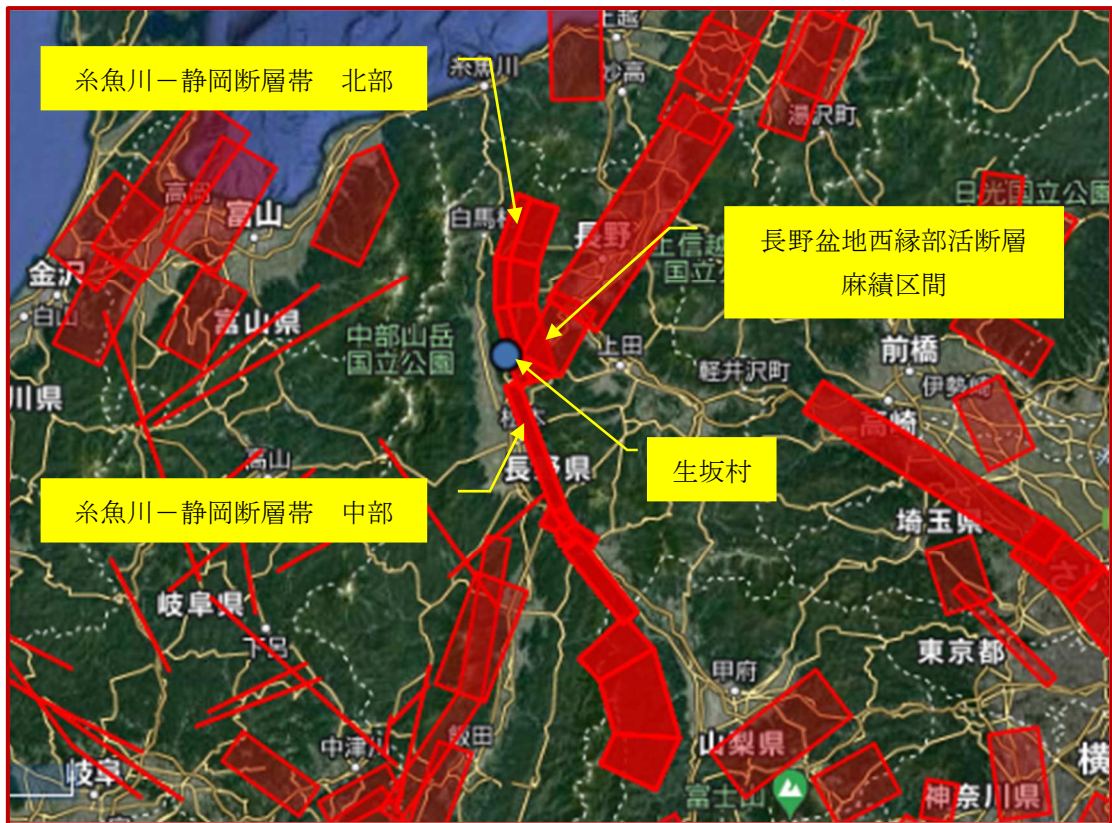


図-3 生坂村と活断層

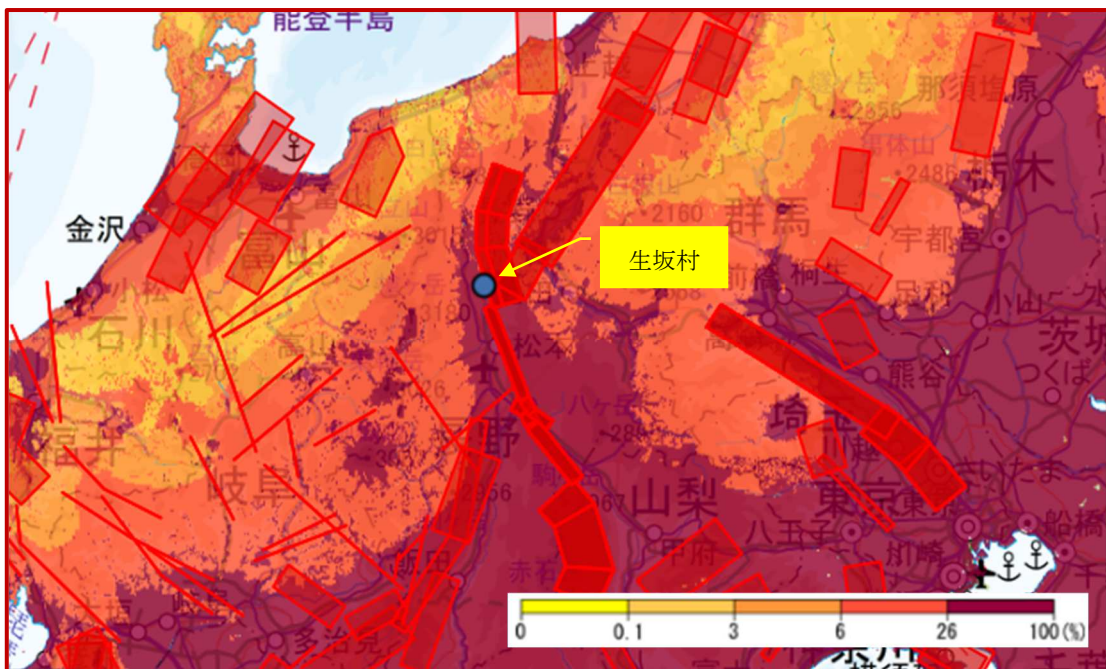


図-4 3 発生確率

(30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率の分布)

長野県では、平成 26 年 1 月 22 日に発生した長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成 23 年の東日本大震災のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成 27 年 3 月『第 3 次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

生坂村は、村全域直下に「糸魚川-静岡断層帯 北部～中部」及び「長野盆地西縁部活断層 麻績区間」が存在している地域であり、この中で本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川-静岡構造線(全体)の地震」であり下記表-1 の震度が想定される。

表-1 地震の種類と生坂村における最大震度 『第 3 次長野県地震被害想定調査報告書』抜粋

想定地震	マグニチュード	村における最大震度	長さ (Km)	位置等
長野盆地西縁断層帯	7.8	5 強	58	飯山市～長野市
糸魚川-静岡構造線(全体)	8.5	7	150	小谷村～富士見町
糸魚川-静岡構造線(北側)	8.0	7	84	小谷村～松本市
糸魚川-静岡構造線(南側)	7.9	5 弱	66	安曇野市～富士見

エ 感染症

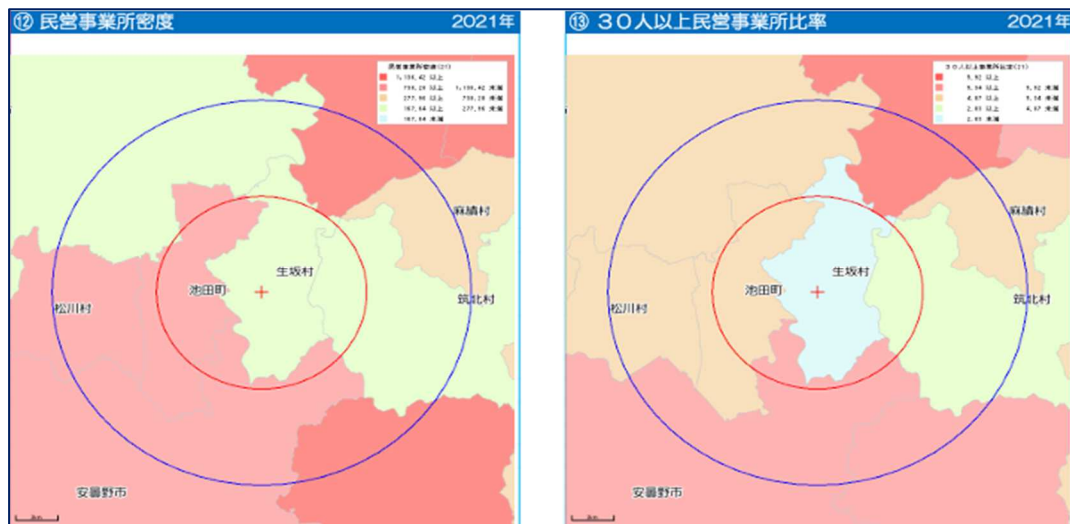
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、生坂村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 107 人
- ・小規模事業者 105 人

表-3 商工業者の業種別内訳(出典 長野県下商工会の概要 データ編) 令和7年4月1日現在

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス 業	その他	合計
管轄内事業者総数	28	14	0	35	5	16	9	107
内小規模事業者	27	13	0	35	5	16	9	105
立地状況	村内に広域に分布							-



【市場評価ナビ MieNa より】

(3) これまでの取り組み

ア 生坂村の取り組み

・生坂村地域防災計画

生坂村においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、生坂村防災会議が地域防災計画を策定している。

本計画は、村、県、関係機関及び住民がそれぞれの役割のもと、その機能を十分に発揮し、相互に有機的な連携を図りながら、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を総合的かつ計画的に実施することにより、村域における土地の保全並びに住民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

・自主防災組織の活動

大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、住民が的確に行動し、被害の最小化を図るための活動を展開する。

【平常時の活動】

- ① 地域内の安全点検、防災資機材の点検
- ② 防災知識の普及・啓発、防災講座の開催

- ③ 各種防災訓練、災害地区上訓練

【災害警戒・発生時の活動】

- ① 避難勧告等が出た時、速やかに避難誘導
- ② 切迫した事態への対応
- ③ 班ごとの災害応急活動の展開
- ④ 市町村と協力して避難所の運営

・防災備品の備蓄

各地区の避難所に、住民分のテント、段ボールベッドを配置済み。また村防災倉庫に準備済み。

・食料、給水の確保

村防災倉庫にて一括準備済み。

・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

生坂村 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき行動する。

イ 当商工会の取り組み

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援及び普及啓発
- ・小規模事業者対象の BCP 策定セミナー、サイバーセキュリティセミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・生坂村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・感染症発生に対する対策の策定(危機管理マニュアルP24)

ウ 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・村内小規模事業者を訪問し事業者 BCP の策定に係る指導を実施【2件】
- ・小規模事業者対象の BCP 策定セミナーの開催(2025/04/17)
- ・小規模事業者対象にサイバーセキュリティ対策セミナーの開催(2025/02/12)
- ・村内主要産業である小売業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率約 6%

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

ア 課題

- ① 村内の小規模事業者における事業継続力強化の取組状況を十分に把握できていない。
- ② 現状では、緊急時の取組が漠然としており、発災時における対応内容が不明確である。
- ③ 協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ④ 保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不在である。

イ 対策

- ①「課題:村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。」
- ・小規模事業者の経営相談時に事業継続力強化の状況確認のヒヤリングを行う。巡回時、窓口相談時に実施する。生坂村の小規模事業者の業種別内訳では小売業が全体の33.3%を占め、次いで建設業が全体の25.7%を占め、小売業、建設業が村の主産業となる。小売業、建設業を中心に、ヒヤリングを行う。
- ②「課題:現状では、緊急時の取組が漠然としており、発生時に何をすべきかわかりにくい。」
- ③「課題:協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。」
- ・生坂村総務課、振興課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ④「課題:保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不在である。」
- ・経営指導員等職員はBCP関連のセミナーに積極的に参加し、資質向上を図り、助言が行える体制を早急に構築する。東京海上日動火災保険株式会社と連携し支援体制を強化する。
 - ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
 - ・他地域の商工会のBCPの取組状況の情報収集を行い、経営指導員等の資質向上を図る。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・村内全域に点在する小規模事業者を面的に支援し、地域経済の機能を維持する。
サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、村内全体の小規模事業者の事業継続力につなげる。
- ・支援においては、村内小規模事業者の事業継続力強化計画の認知、策定状況が低いことから事業者BCP策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取り組みを促進する。

■具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいく。

目 標 項 目		目標値(年)	目 標 値 算 出 根 拠
①事業継続力強化計画策定者定数		11 者	
内 訳	主要産業(小売・建設)策定数	6 者	【小売 35 者+建設 28 者】×10%≒6 者
	主要地区策定数	3 者	上生坂区、下生野区の小規模事業者 50 者×6%=3 者
	その他(製造、サービス他)	2 者	44 者×5%≒2 者
②損害保険加入取組者数		5 者	
③目標達成のためのセミナー等開催		年 1 回	
④目標達成のための指導員等の巡回		40 者	策定者数+フォローアップ件数+PR、状況確認実施件数 +損害保険取組件数 他

①村内全体の事業継続力強化計画(BCP)の策定率を10%とする。

【事業所数 107 者×10%≒11 者(年)】

・主要産業である「小売業」(占有率:32.7%)と「建設業」(占有率:26.1%)の小規模事業者においては、策定率を10%とする。【小売業+建設業 63者×10%=6者】

・地域経済の中心である上生坂区、下生野区の小規模事業者において策定率10%とする。

【両地区事業所数 50者×6%=3者】

②損害保険加入の取組を5者に対して行う。

③上記目標達成のために、年1回セミナー、説明会を開催する。

④上記目標達成のために、経営指導員等による巡回支援を積極的に実施する。

【巡回目標 内訳(年目標値)】

巡回項目	巡回件数	備 考
小売、建設業 策定支援	15 者	15 者⇒策定件数 6 者
主要地区事業者策定支援	10 者	10 者⇒策定件数 3 者
その他産業策定支援	5 者	5 者⇒策定件数 2 者
フォローアップ支援	10 者	2 回目以降支援 他
巡回件数 合計	40 者	

※上記内容に変更を生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 継続力強化支事業の内容及び実施期間 (令和8年5月1日～ 令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と生坂村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

ア. 村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経営指導員等の巡回相談、窓口相談でヒヤリングを実施する。
- ・生坂村商工会で小規模事業者に対して、事業継続力強化の取組状況のアンケート調査を実施する。

内 容	具 体 的 実 施 方 法
調査対象者	・村内の小規模事業者(105者)
目 的	①事業継続力強化計画を策定していない事業者の掘り起こしと、策定につなげる支援を行うため。 ②今後の支援の手法、セミナー等の内容企画の基礎資料とすることで、2回目以降の未申請者の掘り起こしと策定までの支援を行うこと。
調査方法	・巡回相談、窓口相談時における聞き取り調査 ・ダイレクトメール又はメール等で直接送付し回収する。
調査項目	①BCPの認知度 ②取組の状況 ③BCP関連で希望する支援内容 ④BCP策定を行うかどうか ⑤商工会の支援の希望の有無 ⑥2回目の策定対象者の状況確認 ⑦その他要望事項
調査の活用方法	①支援を希望する小規模事業者には早急に対応する。 ②策定希望者の要望等を基にBCP策定セミナーの内容の企画を行う。 ③BCP認知度が低い小規模事業者、内容説明を希望された小規模事業者へ巡回訪問で対応し策定につなげる。 ④アンケート調査の結果を分析し報告書を作成する。報告書は村との協議の際に活用する他、今後の支援の手法等にも活用する。

イ. 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ①「PRチラシ作成による巡回、窓口相談を通じて事業継続力強化計画の重要性の周知を図る。」
 - ・ハザードマップ等を用いたPR資料を作成し、巡回時に配布、説明を行う。アンケート調査実施時にも配布、説明を行う。特にアンケート調査の結果で、認知度が低い小規模事業者を優先的に説明を行う。
 - ・事業休業、水災補償等の損害保険について記載し説明を行う。
- ②「生坂村商工会ホームページによるPRの実施」
 - ・事業継続力強化計画の重要性等を当会ホームページに記載しPRを行う。
 - ・「事業継続力とは」「災害等の補償制度」「関連機関へのリンク」「事例」等を掲載する。都度、更新図り最新の情報を提供する。

・月1回発行の生坂村商工会村内情報会報にてPRを行う。

③「事業継続力強化計画策定に関するセミナーの企画、実施」

・事業継続力強化計画策定支援としてセミナーを企画、実施します。

「事業継続力強化計画とは」「自然災害が及ぼす地域小規模事業者への影響」「生坂村のハザードマップの状況」「災害に負けない企業づくり」「策定のポイント」「ハザードマップ、J-SHIS等の具体的な利用方法」「被害想定」等の内容で実施する。

セミナーは2部構成とする。

【1部】これから事業継続力強化支援計画を策定する小規模事業者を対象

【2部】既に策定した小規模事業者の実効性について、課題対処法について他

④「実効性向上を図るため策定後の状況確認の実施」

・前項のアンケート結果から、2回目の申請を行っていない事業者に対して、巡回訪問により2回目策定につながる支援を行う。

ウ. フォローアップ

①「計画の見直し等に係る支援の実施」

・事業継続力強化計画を策定した小規模事業者を対象に、四半期毎の巡回を実施し、策定後の状況確認を行う。計画の進捗状況と課題が生じている事業者には、早急に課題解決策を講じる。(一社)日本中小企業診断士協会連合会が実施している「実効性向上支援事業」を紹介する。又は、専門化派遣制度を活用して対応し実効性向上を図る。

②「事業継続力強化計画を策定していない小規模事業者へのフォローアップの実施」

・巡回により事業継続力強化計画の重要性等説明を行い、策定までつなげる支援を実施する。

③「事業継続力強化計画策定事業者、策定していない事業者のデータ管理の実施」

・事業継続力強化計画策定者は、四半期毎の巡回に記録、フォロー支援の記録を管理し、伴走支援を確実に実施する。また、実効性が高まる支援、課題解決支援へ向けた基礎資料とする。未策定者には巡回等による確認記録を行い、事業継続力強化計画策定目標に繋げる。

・支援を行った小規模事業者に対して、計画期間終了後の計画の再策定支援、再申請に活用する。

④「2回目以降の申請ができていない事業者への支援実施」

・2回目以降の申請を行っていない事業者を対象に、事業継続力強化計画の策定を支援する。

1回目の申請以降の課題を抽出し、2回目以降の計画の反映させる支援を行う。

エ. 知見の共有及び事業継続力の底上げ

①「広報誌等による地域内の小規模事業者の事業継続力強化計画の好事例の紹介」

・当会の会報、村の村報や地域新聞に地域内の小規模事業者の事業継続力強化計画の好事例の紹介を行い、小規模事業者の事業継続力強化計画の重要性、メリット等の意識付け向上を図る。

②「当会の部会を活用した連携型事業継続力強化計画の策定実施」

・当会の青年部会や女性部会では同業者同士の交流も盛んに行われており、この部会を活かして連携型事業継続力強化計画の策定実施を図る。

オ. 関係団体等との連携

①「長野県商工会連合会広域支援センター（高瀬エリア）による連携」

- ・長野県商工会連合会広域支援センターは県内20エリアで広域連携を組んでいる。

当会は高瀬エリアに属し、生坂村商工会、池田町商工会、松川村商工会の3商工会で構成されており、毎月情報交換の会議を行っている。3商工会の事業継続力強化計画の状況等の情報交換と、災害発生時の3町村のサプライチェーンについて協議を行う。

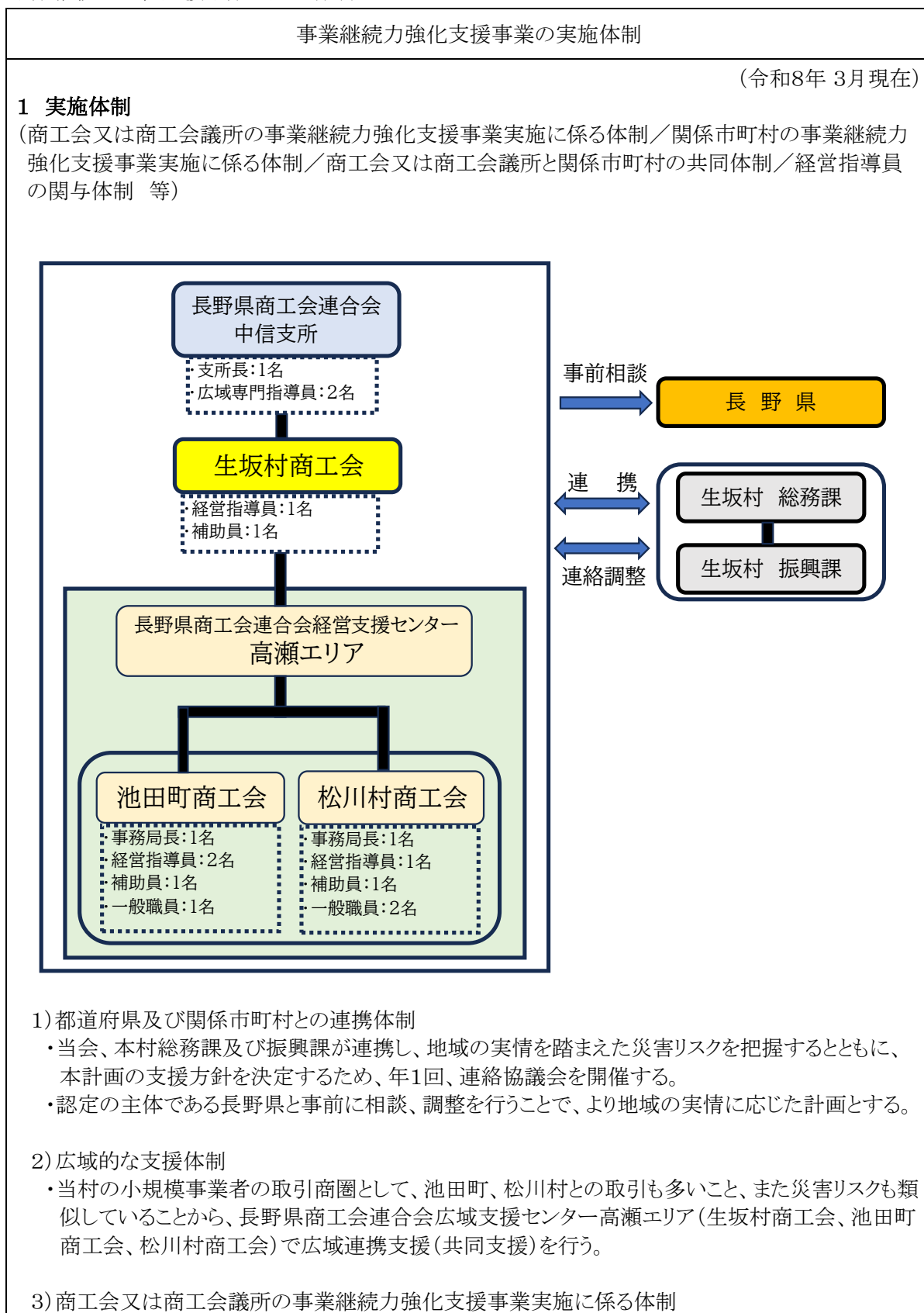
- ・事業継続力強化計画に係るセミナーを3商工会で共同開催し、3町村の連携力を高める。

②「生坂村、池田町、松川村の金融機関との連携」

- ・(生坂村)松本ハイランド農業協同組合 生坂支所、(安曇野市)松本信用金庫明科支店、(安曇野市)八十二長野銀行明科支店、(池田町)松本信用金庫池田支店、(松川村)八十二長野銀行池田支店、あづみ松川支店、(松川村)松本信用金庫 松川支店と連携を図り災害発生時、発生後の小規模事業者の事業資金の調達等について連携を強化する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



・村内を4つのブロックに分け、広域経営指導員1名、広域専門経営指導員1名、指導員1名、補助員1名の4名体制で巡回指導を行う。広域経営指導員、指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップ(実効性の向上、課題解決支援)まで一体の支援体制を構築する。

ブロック	地 区 名 称
1	小立野区・下生野区
2	日岐区・上生坂区
3	草尾区・昭津区・下生坂区
4	大日向区・宇留賀区・古坂区

4) 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・広域経営指導員1名、広域専門経営指導員1名、指導員1名、補助員1名の4名体制で、実施状況を把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握、検証した実施状況を当会と生坂村の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

5) 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・高瀬エリアで職員向けの事業継続力強化計画の係るセミナーを開催します。

2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名	所 属	連 絡 先
日野 亮	長野県商工会連合会	後述3(1)参照

連絡調整

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行。
- ・本計画の取組実施における目標、指標の設定。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 広域経営指導員の当否

経営指導員 日野 亮 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会

■生坂村商工会

〒399-7201 長野県東筑摩郡生坂村 6042 番地 1

TEL:0263-69-3047/FAX:0263-69-33

E-mail: oyaki@shirt.ocn.ne.jp

■池田町商工会

〒399-8601 長野県北安曇郡池田町 4318-2
TEL 0261-62-5085 / FAX 0261-62-9792
E-mail : info@ikedata-sci.jp

■松川村商工会

〒399-8501 長野県北安曇郡松川村 7019-11
TEL 0261-62-2557 / FAX 0261-62-4515
E-mail : info@matsu-vi.shoukou.net

■長野県商工会連合会

〒380-0936 長野県長野市大字中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館1F
TEL 0262-228-2131 / FAX 026-226-4996
E-mail : shokoren@nagano-sci.or.jp

■長野県商工会連合会 中信支所

〒399-8303 長野県安曇野市穂高 5047
TEL 0263-88-6168 / FAX 0263-88-6763
E-mail : chushin@nagano-sci.or.jp

(2) 関係市町村

生坂村役場 総務課及び振興課

〒399-7201 長野県東筑摩郡生坂村 5493-2
TEL 0263-69-3112 / FAX 0263-69-3115
E-mail : soumu@nagano-sci.or.jp (総務課)
E-mail : sinkoka@nagano-sci.or.jp (振興課)

※その他

- ・上記内容について変更が生じた場合(生じるおそれがある場合を含む)は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)					
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催経費	50	50	50	50	50
アンケート調査費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50
災害対応備品費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、生坂村補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	長野県長野市岡田53-7 長野支店 支店長 中村 太郎
東京海上日動火災保険株式会社	長野市南県町1081 長野市東京海上日動ビルディング 長野支店 支店長 関口 泰久
長野県火災共済協同組合	長野県長野市中御所岡田 131-10 理事長 花村 薫
連携して実施する事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 主にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して個々のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。 	
連携して事業を実施する者の役割	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野支店 東京海上日動火災保険株式会社長野支店 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保等を図ることが期待できる。 ・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。 長野県火災共済協同組合 理事長 柏木 昭憲 長野県松本市中央1-23-1 <ul style="list-style-type: none"> ・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたり、迅速な対応が期待できる。 ・BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。 	
連携体制図等	